

Cheer's 市基準型指定第 1 号通所事業（単独型）

運営規程

（事業の目的）

第 1 条 一般社団法人福祉支援センター幸心会が設置する Cheer's（以下「事業所」という。）において実施する町田市介護予防・日常生活支援総合事業における市基準型指定第 1 号通所事業（単独型）（以下、「通所サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 2 条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 通所サービスの実施に当たっては、関係市町村及び地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 **Cheer's**
- （2）所在地 東京都町田市つくし野 1 丁目 2 2 番地 3 9

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1 名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、通所サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護職員 1名以上

介護職員は、通所サービスの提供に当たる。

(3) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 火曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、5月3日から5月6日まで、
8月13日から8月16日まで、12月28日から1月4日
までを除く。

(2) 営業時間 9時から18時までとする。

(3) サービス提供時間

ア 1単位目 9時30分から11時までとする。

イ 2単位目 14時から15時30分までとする。

(通所サービスの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 1単位目 12名

(2) 2単位目 12名

(通所サービスの内容)

第7条 通所サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練

(2) 健康チェック

(3) 送迎

(通所サービスの利用料その他の費用の額)

第8条 通所サービスを提供した場合の利用料の額は、「町田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営の基準に関する要領」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

区分 要介護度	単位数	利用料	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2 割)	利用者負担額 (3 割)
週 1 回 (月額) 事業対象者／要支援 1	1, 765	18, 920 円	1, 892 円	3, 784 円	5, 676 円
週 1 回 (月額) 要支援 2	1, 772	18, 995 円	1, 900 円	3, 799 円	5, 699 円
週 2 回 (月額) 事業対象者／要支援 2	3, 222	34, 539 円	3, 454 円	6, 908 円	10, 362 円

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートル当たり 30 円を徴収する。
- 3 その他、通所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、東京都町田市内とする。

(通所サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は通所サービスの提供を受ける際には、次の事項に留意する。

- (1) 医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受ける。
- (2) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (4) 時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合がある。

(緊急時等における対応)

第 11 条 通所サービスの提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対する通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事故の顛末を記録し、再発防止について協議する。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難及び救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 虐待の防止するための研修を定期的を実施する。

(4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。その際、事業所は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する通所サービスの提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人福祉支援センター幸心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。